



上川路会計事務所通信

上川路会計事務所

〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070
Fax 099-252-6400

上川路美恵野会計事務所

〒892-0821
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465
Fax 099-223-4348



第208号



所長
上川路 長生

ごあいさつ

臥薪嘗胆

春を告げる便りに、心弾む日々が続きます。平川の錦江湾公園は艶やかな紅梅で甘い香りに包まれ、磯の仙巖園では『薩摩のひなまつり』が開かれ、カンヒザクラが来園者を楽しませてくれています。出水で越冬した万羽ヅルは、再来を約束して北帰行していきました。1日沖縄や宮崎ではプロ野球のキャンプが始まり、球春の到来です。3月にはワールド・ベースボール・クラシック(WBC)があり日本代表『侍ジャパン』の28名のメンバーに膨らんだ期待は、“日本の顔”、大谷翔平の欠場が決まり溜め息に変わりました。

大寒の中、『横綱の名に恥じないよう精進いたします』と大輪の花を咲かせたのが大相撲の“万年大関”、稀勢の里です。信条の『我慢と辛抱』で7度目のチャンスをものにして、初優勝で横綱昇進を果たしました。日本出身力士では19年ぶりというモンゴル出身全盛の時代に、苦節に耐えた相撲人生でした。おしん横綱といわれた故先代親方(元横綱隆の里)の厳しい指導を忘れずに鍛錬した、30歳遅咲きの第72代新横綱は、入門以来休場が1日だけという頑健な体に恵まれました。国技の大相撲の発展のためにも強い日本人横綱として、精進が期待されています。

今年のキーパーソンは、米国のドナルド・トランプ新大統領で決まりです。過激な発言で連日世界の注目を集めています。抗議のデモ隊と警官隊が各地で衝突するという、異常事態が続出する中での就任式で、外交と経済の両面で国益最優先の『アメリカファースト』を強調する、異例づくめの第45代アメリカ合衆国大統領の誕生です。政治家経験ゼロの大統領が描き出す世界の未来のシナリオは、予想がつかない動乱の新年のスタートです。

日本では、『都民ファースト』を掲げて小池百合子東京都知事は、小池劇場の主演として話題の中心にいます。豊洲市場移転に待ったをかけ、五輪施設の見直しなど矢継ぎ早に東京大改革に取り組んで半年がたちました。知事選以来続いてきた、小池氏と都議会のドン内田茂氏との代理戦争と言われた千代田区長選挙に圧勝して、さらに勢いがつきました。7月の都議選を前にして、小池新党を期待する都民の多くの支持に支えられ、快進撃は続きます。

目次

ごあいさつ “臥薪嘗胆”	…1P
税務カレンダー	…2P
2017年2月の経理・税務チェックリスト	…3P
コラム “白湯を飲もう”	…3P
会計・税務のQ & A	
“平成28年分 確定申告”	…4・5P
企業防衛対策のおすすめ	…6P
相続・事業承継対策セミナーのご報告	…7P
職員コラム 今月の担当: 小濱 宏樹	…7P
随想 “甘いもの おひとつ”	
上川路美恵野	…8P

安倍晋三首相は、『地球を俯瞰する外交』を看板に毎月外遊して、世界中の首脳と会談して積極外交に励んでいます。成果は今ひとつといわれています。米国のトランプ大統領には、就任の初日TPPからの永久離脱を宣言され、数年にわたって築いてきた、悲願の政策の転換を余儀なくされています。北朝鮮との拉致問題は進展がなく、中国とは尖閣では一触即発の危機的状況にあります。韓国との従軍慰安婦問題でも、ソウルの大使館前の慰安婦像は撤去どころかさらに各地に、慰安婦像の建立が計画されています。日本国民を失望させたのが、ロシアのプーチン大統領との山口での会談です。領土問題には一言も触れずに、肩透かしにあってしまいました。それでも蓮舫代表が率いる民進党など、多弱な政党が自民党の受け皿として機能しない政界で、1強時代は当分続きます。

ベストセラー『置かれた場所で咲きなさい』の著者渡辺和子さんが天国へ旅立たれました。“どうしても咲けない時は根を下へ張るのです。次に咲く花がより美しいものになるために、”など残された多くの言葉には、生きる勇気をくれるいつまでも大切にしたい教えがありました。

県内全域にインフルエンザ流行発生警報が発令される中、事務所は確定申告の真最中です。春の訪れを待ち遠しく感じながら、粛々と申告事務を進めています。

(平成29年2月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに・



1 2月決算会社申告書提出

個人の
確定申告
開始!

2017年2月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9 KMC セミナー	10 	11 建国記念の日
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28 				

2月28日まで

- 1 2月決算法人の確定申告
- 6月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 3月決算法人 第3 四半期分
 - 6月決算法人 第2 四半期分
 - 9月決算法人 第1 四半期分
- 3・6・9・12月決算法人の3月ごとの期間短縮にかかる消費税等の確定申告
- 年税額4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告

2月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付



2月中の市町村条例で定める日

- 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付

平成28年分所得税の確定申告の相談及び申告書の受付が始まります！準備はお早めに

申告期間 2月16日（木）～3月15日（水）まで
（還付申告は2月16日以前でも行うことができます）



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

確定申告(書面)の受付開始

平成28年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は、2月16日～3月15日までです。早めに準備し、提出するようにしましょう。また、所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。振替納付の場合は、振替日は4月20日になります。

3月決算法人の決算準備

3月決算法人は、今月中に決算の仮締めを行い、経営トップの意向を事前に確認しながら、今期の決算政策について十分に検討しましょう。他部署での必要な作業がある場合には、決算期日までの日程表を作成して作業のチェック表などと一緒に配付するなど、必要な手続きや作業を明確化しておくことで決算業務がスムーズに進められます。

年度末にかけての資金繰りの確認

年度末にかけての資金繰りの見直しを改めて行いましょう。取引先の貸付金や売掛金、立替金などの仮勘定の精算も資金繰りの見直しと一緒に整理して確認しておきましょう。資金不足が予想される場合には、早めの対応が必要です。

国民年金保険料の「2年前納」の手続き

平成26年4月から、2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」が始まっています。6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きいのが特徴です。申込期限は、毎年2月末日までとなっていますので、希望される方は早めに手続きをしましょう。

4月昇給の場合の資料収集等の準備

4月昇給の事業者は、昇給の情報収集や人事評価等を行います。世間の昇給に関する情報を収集しつつ、業績資料から原資の検討、部門、個別評価や配分の検討を行う等、昇給の準備を始めましょう。

コラム

白湯を飲もう



白湯が実は健康や美容にも優れた効果を発揮することを知っていましたか？体にいいことづくめの白湯を飲んで、健康的な身体を手に入れましょう

白湯とは？

水を沸かすだけで何もいれていないお湯のこと。
“朝、起きがけに白湯を飲む”という健康法は、インドの伝統医学「アーユルヴェーダ」の一つとして始まったものとされています。起きがけに飲むことで身体をゆっくりと覚醒させ、腸内の老廃物を洗い流すことができます。

白湯の作り方

水をやかんや鍋で10分以上加熱させる(面倒な人は・・・)
マグカップに水を入れてレンジで加熱する

白湯の効果

内臓の汚れを綺麗に洗い流してくれる
朝起きてすぐ飲むと、血液をサラサラにしてくれる
むくみや便秘が改善する
消化が良くなり、代謝も良くなるので、ダイエットにも効果的

効果のでやすい白湯の飲み方

コップ一杯を5～10分かけてゆっくり飲む。
一日に飲む量はコップ3～4杯程度に抑える。
朝起きたとき、3度の食事中に各一杯ずつ、ゆっくり少しずつ、すするように飲む。

白湯の味で体調チェックができる！

甘いと感じる

ホルモンバランスの変化によって体がほてってむくんでいる状態。

苦いと感じる

胃酸過多、逆流性食道炎の可能性がある。

しょっぱいと感じる

緊張状態が続きストレスがたまっている。

酸っぱいと感じる

身体が乾燥している状態、血液の水分量が少なくなっている。

会計・税務のQ & A!



テーマ 『平成28年分 確定申告』

今年も確定申告の時期がやってまいりました。どのような改正点があったかを把握し、早めに必要な資料を準備しましょう。

平成28年分の確定申告納期限及び振替納税の振替日

	申告及び納期限	振替日
所得税及び復興特別所得税	平成29年3月15日（水）	平成29年4月20日（木）
贈与税	平成29年3月15日（水）	-
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成29年3月31日（金）	平成29年4月25日（火）

* 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。また、振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。（残高不足等で振替ができない場合、**納期限の翌日から納付日まで**の延滞税がかかることになります。）



平成28年分から適用される主なもの

マイナンバーの記入

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、「**マイナンバーの記載**」+「**本人確認書類の提示又は写しの添付**」が必要です。

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類

< ご本人のマイナンバーを確認できる書類 >
 ・通知カード
 ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限る）
 などのうちいずれか1つ

身元確認書類

< 記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類 >
 運転免許証 公的医療保険の被保険者証
 パスポート 身体障害者手帳
 在留カード などのうちいずれか1つ

ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

【記入箇所】

申告書第一表...申告者ご本人のマイナンバーを記載します。

申告書第二表...確定申告書B様式では、配偶者（特別）控除の適用を受ける配偶者、扶養親族、事業専従者のマイナンバーを記載します。

確定申告書A様式についても、配偶者（特別）控除の適用を受ける配偶者、扶養親族のマイナンバーを記載する箇所があります。



特定公社債等の課税方式の見直し

国債や地方債、社債等といった特定公社債等の譲渡所得、利子等について、下記の通り見直されました。
譲渡所得：非課税から、15%の税率による申告分離課税の対象となりました。

利子等：15%の源泉分離課税から、15%の税率による申告分離課税の対象となりました。
(そのほか住民税が5%です。申告不要制度を選択することもできます。)

給与所得控除の上限引き下げ

給与収入1,200万円を超える場合、給与所得控除額が下記のように引き下げられました。

	改正前	改正後
年収1,200万円超1,500万円以下	収入金額×5% + 170万円	230万円
年収1,500万円超	245万円	230万円

住宅の多世帯同居改修工事等に係る特例の創設

住宅の多世帯工事同居改修工事等をして、平成28年4月1日以後に居住の用に供した場合、一定の要件のもとでこれらの特別控除の適用を受けることができることとされました。

「多世帯同居改修工事」とは、調理室 浴室 便所又は 玄関のいずれかを増設する工事（改修後、からまでのいずれか2つ以上が複数となるものに限る。）であって、その工事費用（補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額）の合計額が50万円を超えるものをいう。

寄附金・義援金を支出された方へ

個人の方が義援金等を支出した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば、寄附金控除の適用を受けることができます。適用を受ける場合には、確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、**義援金等を支出したことが確認できる書類**を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

「特定寄附金」とは

1. 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
 2. 寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかなもの
- * 公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で、財務大臣が指定する「指定寄附金」は、「特定寄附金」に該当します。

必要書類

義援金等を支出したことが確認できる書類

熊本地震対策本部や義援金配分委員会等が発行する受領証
募金団体の預り証
金融機関等で支払った場合の振込票等の控え
(その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限りです。)

寄附金控除額

特定寄附金の額の合計額 - 2千円

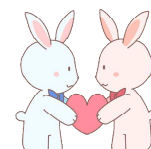
* 特定寄附金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度となります。

ふるさと納税をされた方へ

「ワンストップ特例制度」の適用に関する申請書を提出している方であっても、医療費控除や住宅ローン控除の初年度等で確定申告を行う場合には、ふるさと納税の金額を所得税の寄附金控除額の計算に含める必要がありますので、ご注意ください。

ワンストップ特例制度とは、確定申告の不要な給与所得者等で、1年間の寄附先が5自治体まででふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。この制度を利用した場合、控除額のすべてが翌年度の住民税から控除されます。

平成28年分から適用する改正事項の中で、一般的に該当するものを記載しています。要件等詳細についてはご確認ください。確定申告をされる方は期限直前になると税務署も混雑しますので、早目に申告を行いましょう。



企業防衛対策のおすすめ

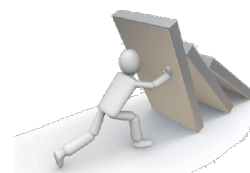
このコーナーは、当事務所の
保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策
についてご紹介するコーナーです

平成29年4月1日・改正社会福祉法施行

社会福祉法人の役員等（理事、監事、評議員）には「**第三者に対する損害賠償責任**」と
「**法人に対する損害賠償責任**」を負うことが明確化されます。

社会福祉法人の役員を取り巻く賠償リスク

	責任の種類	内 容
社会福祉法人に対する 責任（義務）	善管注意義務	役員として相当な程度の注意を尽くして業務を遂行しなければならない。
	忠実義務	役員として法令・定款を遵守して、法人のために忠実に業務を遂行しなければならない。
	競業避止義務	役員が競業取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならない。
第三者に対する責任	一般不法行為責任	故意または過失により他人の権利を侵害したものはその損害を賠償しなければならない。
	第三者に対する損害賠償責任	役員がその職務を行うときに悪意または重大な過失があったときは、その役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償しなければならない。



法人に損害を被らせた場合には...

法人訴訟

第三者に損害を被らせた場合には...

第三者訴訟



想定される事例

法人からの損害賠償請求 = 経理課長の長年にわたる横領が発覚し、行政から法人として是正を求められ、法人は担当理事を含め、役員全員へ善管注意義務への怠慢を問い、理事・監事に損害賠償請求がなされた

利用者からの損害賠償請求 = サービス提供内容が約束通りではないとして、サービス担当理事に対し損害賠償請求がなされた

従業員からの損害賠償請求 = 不当評価により昇給、昇格が遅れ、本来貰うべき給与をもらえなかったとして、理事長と人事担当理事に損害賠償請求がなされた

改正に伴う対処については、監査担当者にご相談ください

役員賠償責任保険(D&O保険) = 社会福祉法人定型の資料提供

上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます



相続・事業承継対策セミナーのご報告



『事業承継を考える』

～ オーナー経営者の相続・事業承継対策 ～

講師：Office SHIMADU 代表・CreatingValueSales 研究所代表 **島津 悟** 先生

平成29年1月19日（木）に鹿児島サンロイヤルホテルにて、Office SHIMADU 代表・Creating ValueSales 研究所代表 島津悟先生を講師にお招きして、『事業承継を考える』と題してご講演いただきました。島津先生のユーモアを交えながらの分かりやすく熱意のあるお話に、「ぜひ、またお話を聞きたい」「とてもいいご講演でした」などのお声もいただきました。



当日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ自分の趣味やハマっていることについて紹介しています。職員それぞれの個性を楽しんでいただければ幸いです

テーマ： ささやかな旅

今月の担当：経営支援部 **小濱 宏樹**

暦の上では春が近づいてまいりましたが、まだまだ寒い毎日ですね。これからの時期、職場でデスクワークに追われたり、多くのお客様のもとを訪れたり、一年の中でも忙しい時期を迎えるという方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

私も月次監査のために、鹿児島市内はもちろん、北薩方面や霧島市方面、南は種子島の顧問先へ月に一度訪問させて頂いており、移動には車を利用することがほとんどです。

休日には車で少し遠方までドライブをするのが楽しみだったこともあり、訪問の際の道中も、車窓から見える景色などを楽しみながら過ごしております。また、種子島へは高速船での往復をしており、私が初めて乗ることになったのもこの訪問の時でした。フェリーのように潮風に当たりながらとはいきませんが、船旅となると、車での

移動とはまた気分が違うものです。

自分がまだ行ったことのない場所へ行くというのは好奇心がそそられるもので、初めて通る道や、季節や時間帯によっても変わる風景を月次監査の訪問を通じて見ることができるといのはありがたいものです。

会計事務所として経営のお手伝いをさせて頂いていることはもちろん、この日々のささやかな旅を満喫できるというのも、お客様とのご縁があつてのことと感謝しております。

記事にもありますように、確定申告のシーズンがやってまいりました。私どもも繁忙期となりますので、健康管理には十分注意したいと思います。

お読み頂いている皆様も、どうか体調をくずされることがないように、くれぐれもご自愛ください。





この冬一番という寒気が流れ込み、高台にある我が家は雪に包まれました。咲き始めた河津桜にも雪がつもり、花びらやつぼみが凍えているようで哀れでしたが、透明な雪を通して花の淡い桜色が透けている美しさは格別でした。

二月の確定申告本番前のお楽しみはヴァレンタインデーです。デパートなどの特設会場では、味も形も様々なチョコレートが並べられていて可愛いもの、洒落たもの、ユーモラスなものなどなど、あれもこれもとつい手が出てしまいます。

最近では、人に贈るだけでなく自分用に楽しむ人も多いようで、欧米の風習が日本で独自の意味付けがされて発展してきた面白い日だと思います。和洋問わずお菓子の好きな私にとっては一か月後に来るホワイトデーも含めて眼福口福の良い季節です。

「手作りのお菓子」にあこがれた頃もありましたが、残念ながらそちらの方面は苦手で、あきらめてしまいました。伯母が時折焼いてくれるチョコチップクッキーを、子ども達が「お店のよりずっとおいしい、元気の出る味がする」と頬張っているのを見ると、やはり手作りパワーは違うな、と感謝しています。

チョコチップクッキーといえば、今、世界中で話題のトランプ大統領に敗れたヒラリークリントン氏にまつわるエピソードがあります。

二十年程前、ビル・クリントン氏が大統領選挙の候補になった時、ヒラリー氏はインタビューで「自分は家でクッキーを焼いているような専業主婦とは違う」という趣旨の発言をして、専業主婦をおとしめている、と大反発を受けました。今回の大統領選挙で思うように得票数が伸びなかったのは、案外、このような態度への反感が根強く尾を引いていたのかもしれない。

「クッキー失言」の騒動から雑誌社が主催するファーストレディー候補によるクッキーレシピ対決が生まれました。ヒラリー・クリントン氏と、バーバラ・ブッシュ氏が出したのは、共にチョコチップクッキーのレシピでした。バーバラ氏のレシピが伝統的なものだったのに対してヒラリー氏のレシピはアレンジを加えた現代的なもので、二人の特徴がよく表れていたようです。

このクッキー対決は、その後も大統領選挙のたびに行われてきました。今回は、ビル・クリントン氏対メラニア・トランプ氏の対決となり、ビル・クリントン氏は、かつてヒラリー氏が出したチョコチップクッキーのレシピを出したそうです。世界に影響を与える米国大統領選挙と家庭的なチョコチップクッキーの取り合わせの妙が面白いと思います。

それはさておき、仕事の合間のおやつは、健康にも美容にもよろしくないかも、と思いつつ、ささやかなお楽しみです。「手作りのお菓子」というわけにはいきませんが、甘いもののパワーでこれからの繁忙期を乗り切りたいところです。



霜柱遠回りして踏んでいく

美恵野

編集後記

3日の節分に皆様は恵方巻きを召し上がりましたか。最近の恵方巻きには「ルルキヤグループ」を使ったものもあり、甘い物好きな方達に人気ようでした。来月上旬には今年で2回目となる“鹿児島マツ”が開催されます。皆様のお知り合いの方も参加される方がいらっしゃるのではないのでしょうか。テレビ等でマツの方達の走りを見て元気をもらい、今年の繁忙期も乗り切っていきたいと思います。

連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400
E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp
URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計 検索

広報委員会 上川路美恵野 伊集院 赤塚 西 篠原

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

